

Ⅶ．バブル経済の崩壊（平成元～10年）

1. バブル経済の崩壊

1. バブル経済の絶頂期

平成元（1989）年度の日本経済は、物価が総じて安定基調にあるなかで、個人消費、住宅投資・設備投資等による内需の拡大を中心として、前年に引き続き順調に推移した。2年度においても、湾岸危機や金利の上昇、インフレ懸念の高まりによる株式、債券の大幅な下落などかなり激しく揺れ動いたものの、前年度同様に個人消費や民間設備投資を中心とした内需が堅調で、景気はおおむね順調に推移した。

昭和60年代の生命保険業界は、死亡保障、老後保障ニーズの高まりにより、契約高は順調に伸び、また、消費者の金利選好意識の高まりのなかで、折りからの低金利局面もあって、相対的に利回りが優位にあった一時払養老保険が貯蓄性商品として注目を集め、大量の契約につながった。

ところが、平成に入ると市中金利が高止まり状態のなかで、一時払養老保険の利回りの優位性は薄れ、一時払契約が減少に転じた元年度は保険料収入の伸び率は1ケタ台に低下し、その減少が大きく影響して平成2年度は保険料収入がマイナス伸展となったものの、新規契約が全般に堅調であったことから、保有契約高、総資産はともに2ケタ伸展を持続した。

個人保険の保有契約高をみると、元年度は956兆円であった。保障額の大型化などに支えられ業績は順調に拡大し、3年度までは2ケタ伸展が続き、この間、2年7月には1,000兆円を突破した。

個人年金保険は、高齢化社会の進展にともなう老後保障ニーズの高まりを背景に急成長を遂げた分野であり、元年度の保有契約高は31兆円であったが、2年には個人年金保険料控除の最高限度額が引き上げられたこともあり、2年度の保有契約高は42兆円と高伸展を示した。

保険料収入は昭和63年度まで戦後一貫して2ケタ伸展を続け、平成元年度の保険料収入は28兆403億円となった。昭和60年代の高伸展には一時払養老保険や個人年金保険の販売増加、団体年金保険の引受け増加などが背景にあったが、そうした販売が沈静化した平成2年度は27兆3,207億円と戦後初めて前年度を下回るマイナス伸展となった。

資産運用収益は、昭和63年度から平成2年度までは市中金利が高止まり状態にあったことから、利息および配当金など収入は好調を保つ一方で、株価も高水準にあったため株式等のキャピタル・ゲインも増加を示し、2年度には過去最高の11兆3,040億円を計上した。

剰余金は、元年度から2年度までは好調な業績を踏まえ3兆円台を確保した。

総資産は、元年度116兆1,597億円であった。総資産は昭和60年から平成2年度までは一時払

保険料や団体年金の引受け増加などを背景に、年率20%前後の増加を示してきたが、保険料収入がマイナス伸展に転じた2年度は10%台前半に低下し、131兆6,188億円であった。

2. 土地関連融資問題

大蔵省は、昭和60（1985）年7月、61年4月、12月と土地関連融資に関する通達および事務連絡を発出した。この結果、東京圏では地価が沈静化に向かったが、その周辺部、大阪圏、名古屋圏および一部の地方都市などでかなりの地価上昇が顕著となった。このため、大蔵省は平成元年10月、土地関連融資の取扱いについての通達を発出し金融機関に周知徹底を要請した。しかし、地価上昇の勢いはその後も衰えず、むしろ地方への波及効果が一段と強まってきたため、大蔵省は2年3月、3年12月と土地関連融資の取扱いについての通達を発出した。

これにより、金融機関の民間不動産業者向け貸出の伸びは落ち着き基調となるとともに、各金融機関における土地関連融資に係る審査・管理体制が強化され、不動産担保評価の厳正化が図られるなど指導の趣旨が十分浸透してきた。

大蔵省による一連の措置に対して、生命保険業界は、資金の特性から短期の投機的資金への対応は元来そぐわないことを主張するとともに、土地関連融資の厳正化を期し、投機的な土地取引の助長等を行わないなどの対応をとってきた。

3. バブル経済の崩壊

株価は、平成元（1989）年12月29日の大納会で最高値の38,915円87銭をつけたのをピークに暴落に転じ、湾岸戦争の勃発、原油高や公定歩合の引上げがあった後を受け、2年10月1日には一時20,000円割れとなった。

3年度に入ると、日本経済は減速に転じ、以降、株価、地価は大きく下落、企業収益は大幅減益となった。

日本経済の低迷に呼応するかのように、生命保険事業においては、4年度から新規契約はマイナス伸展に転じ、この結果、保有契約高の伸び率は低下傾向をたどった。

株価低迷、円高といった運用環境の悪化にともない、資産運用収益は3年度以降、前年割れが続き、この結果、2年度までは6%台を保持していた一般勘定の資産運用利回りは、3年度は5%台、4年度は4%台、5年度は3%台、6年度は2%台に低下し、3年度以降は運用利回りが保有契約の予定利率を下回る逆ざや状態となった。

また、バブル経済の崩壊後の株価下落は保険会社に含み益の減少をもたらし、経営のバッファとしての機能を著しく低下させる一方、地価の下落は不動産業やノンバンクなど融資先企業の経営状態を悪化させ、不良債権の増加につながった。

平成8年11月以降、大型の破綻が相次いだ^(注)。

(注) 平成8年11月、阪和銀行に業務停止命令、9年10月京都共栄銀行破綻、11月三洋証券破綻、北海道拓殖銀行破綻、山一証券破綻、徳陽シティ銀行破綻。10年11月日本長期信用銀行破綻、12月日本債券信用銀行破綻

4. 日産生命の経営破綻

平成9（1997）年4月25日、三塚 博大蔵大臣は、日産生命に対して業務停止命令を出すとともに、当協会を保険管理人に選任し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行った。あわせて、保険契約の移転を定める計画の策定を命じた。

日産生命では、バブル経済のもと個人年金保険を大量に販売したため、その後のバブル経済の崩壊にともなう市場金利の低下、株価の低迷等の影響を受け運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなった。さらに、8年度の一層の株価低下などもあって債務超過に陥り、事業継続が困難な状況に至り、経営破綻した。

日産生命の保険契約は、新たに設立されたあおば生命に同年10月1日に引き継がれ、日産生命は解散するとともに、同日、保険契約者保護基金から、あおば生命に資金援助が実行された。

日産生命の経営破綻は、業界他社へも影響を及ぼし、個人保険分野での解約が急増し、9年度末の保有契約高は個人保険では初めて、個人年金保険、団体保険、団体年金保険は2年連続で前年度を下回る結果となった。

2. バブル経済の崩壊後の主要な業績

1. 保有契約高

個人保険

平成3（1991）年度までは、対前年比で2ケタ伸張が続き、この間、個人保険の保有契約高は、2年7月には1,000兆円を突破した。

4年度以降は、新規契約の低迷により、伸び率は次第に鈍化していったものの、主力の定期付終身保険の高倍率化に加え、特定疾病保障保険や各種特約などの発売により、9年7月末には1,498兆円に達した。しかしながら、9年4月の日産生命破綻を契機に解約が急増し、8月以降は保有契約高は減少に転じ、9年度末では1,462兆円となった。なお、この10年間で、主力の定期付終身保険は、2倍強の1,000兆円規模に伸張した。

個人年金保険

個人年金保険は、3年度から4年度にかけて対前年20%台の伸張を示したが、5年4月、6年4月の2年続けての予定利率の引下げにともなう保険料引上げの影響で新規契約が減少したため、伸び率は弱まったものの底堅いニーズに支えられ、保有契約高は7年度には88兆円に達した。8年4月の予定利率引下げにともなう保険料引上げ以降は、新規契約の大幅減少により保有契約高は減少に転じ、9年度に入ってから、個人保険同様、解約の増加が重なり、9年度の保有契約高は82兆円となった。

2. 主要収支

保険料収入は、平成2（1990）年度に戦後初のマイナス伸張となったが、3年度以降は緩や

かに回復に向かい、年によって増減率に幅はあるものの、おおむね年間30兆円前後で推移した。

保険金等支払金は、元年度の9兆6,129億円から年々増加し、9年度は31兆3,912億円と3.27倍の規模に達した。大幅増加の背景には、保険金額の大型化・給付内容の拡大などがあるが、このほか、元年度から3年度までと8年度以降の一時払養老保険の満期保険金の増加、6年度の阪神・淡路大震災による災害死亡保険金の増加、8年度の団体年金保険の解約、9年度の個人保険分野での解約の増加などもその要因となった。

剰余金は、業績にかげりがみえ始めた3年度からは2兆円台に低下し、5年度以降は1兆円台に低下した。

総資産は、3年度以降は保険料収入が微増ないし横ばいのなかで、資産運用収益が減少傾向にあったため、1ケタ台の伸びとなった。8年度以降は解約の増加により伸び率は低迷していたものの、10年度の残高は192兆円に達した。

3. 金融自由化時代の変革

1. 金融自由化と金融制度・金融システム改革

わが国は、いわゆる縦割りの金融制度を特色としていたが、金融の自由化、国際化、証券化等が進展するなかで、各種の金融機関の業務の同質化が進んでいることから、従来の金融制度を見直す必要性が急速に高まった。すなわち、金融制度改革によって金融・資本市場における適正な競争を促進することにより、①国民の多様なニーズに対応した金融機関および証券会社の新しい金融商品・サービスの開発、提供、②金融の効率化による国民経済全体の発展や効率化、③一連の金融・証券不祥事問題で低下した金融機関や証券市場に対する国民の信頼の回復、が必要となり、また、諸外国と調和のとれた金融制度および証券取引制度を構築する必要が生じてきた。

このため、昭和60（1985）年以降、わが国の金融制度および証券取引制度のあり方について金融制度調査会および証券取引審議会において審議が行われ、平成4年3月にその審議結果を踏まえ、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案」（金融制度改革法案）が国会に提出され、同年6月に成立し、5年4月に施行された。

これにより、業態別子会社による相互参入が可能となるなど、長年にわたり検討されてきた金融制度改革の第一歩を踏み出した。

また、金融制度調査会は、4年以降、ディスクロージャーの充実、バブル経済の崩壊にともなう金融機関の不良債権の処理問題など金融システムの健全性の回復を図るため、さまざまな対応策を講じてきたが、8年6月、いわゆる金融三法（預金保険法の一部を改正する法律、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律）が成立し、新しい金融システムを構築していくうえで前進が図られた。さ

らに、金融制度調査会、証券取引審議会は、金融システム改革および証券市場の整備に向けて、幅広く検討を行っていたが、平成8年11月、橋本龍太郎総理大臣から13年までに金融システムを改革するよう指示があり、それを踏まえ、両審議会は同改革実現に向け審議を重ね、9年6月、答申・報告をとりまとめた。一方、保険審議会においても同改革に関する報告のとりまとめが行われた。3審議会の答申・報告を受け、法制化作業が進められた結果、金融システム改革法が10年6月に成立し、同年12月に施行された。これに先立ち、9年12月には、金融分野における持株会社導入のための制度整備を図る法律二法が成立し、10年3月に施行された。

2. 保険審議会の答申と保険業法の改正

保険審議会では、人口の高齢化、金融の自由化・国際化の進展など、保険業を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成元（1989）年4月の第49回総会において、「保険事業の在り方および保険関係法規の見直し」について、審議開始を決定し、総合部会が設置された。同部会では、①保険事業の役割、②保険会社の業務範囲の在り方、③保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備、④保険会社形態の在り方、⑤保険募集の在り方、⑥保険事業の監督の在り方、について検討が行われ、2年6月および3年4月の中間報告を経て、4年6月、「新しい保険事業の在り方」として羽田 孜大蔵大臣あてに答申が行われた。

これを受けて、保険審議会のもとに商法学者等による法制懇談会が設置され、保険制度改革に係る法制的検討結果が、6年5月にとりまとめられた。保険審議会はこの結果を受けて審議を行い、今後の改革の進め方についての考え方を示した「保険業法等の改正について」と題する報告書を、同年6月、藤井裕久大蔵大臣あてに提出した。

その後、大蔵省において改正法案の国会提出の準備が進められ、旧来の「保険業法」「保険募集の取締に関する法律」「外国保険事業者に関する法律」を一本化した「保険業法案」および「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が、7年3月24日、国会に提出され、5月31日に保険業法等は可決・成立し、6月7日公布、8年4月1日に施行された。

新保険業法は、昭和14年の制定以来、56年ぶりの抜本改正であり、規制緩和・自由化による競争の促進・事業の効率化、保険業の健全性の維持、公正な事業運営の確保、の三つを指針に据え、21世紀へ向けた新しい保険制度の実現を目的としたものであった。

なお、同法の施行により、平成8年8月に損保系生命保険子会社11社、生保系損害保険子会社6社が設立され、8年10月には子会社方式による生・損保相互参入が行われた。

8年4月、当協会は、破綻保険会社の保険契約移転等を円滑に進めるため救済保険会社に対し資金援助を行う保険契約者保護基金を設立した。

3. 日米保険協議

平成5（1993）年7月の日米パートナーシップ協議（日米包括協議）に係る日米共同声明において、保険が優先交渉分野（このほか、自動車・自動車部品、政府調達および輸出振興・競

争力)として取り上げられた。その後、日米政府間において交渉が行われた結果、平成6年10月初めに保険分野について大筋合意し、その調印式が10月11日ワシントンで行われた。

合意文書には、外国保険会社の市場の参入度合いをみる客観基準のほか、保険商品や料率認可についての自由化の推進、系列取引問題に関して民間の独立研究機関や公正取引委員会による調査の実施などが盛り込まれた。また、米国側が求めていた傷害・疾病・介護保険の「第三分野」の自由化問題は、生命保険および傷害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、実施しないことで合意された。この合意文書を日本側は、生・損保の親会社が新たに第三分野に進出するのではなく子会社なら構わないと解していた。これに対し、米国側から7年12月15日、「子会社方式による第三分野への参入は認めない」旨の書簡が、大蔵大臣あてに送付された。このため、日米両国は、事務レベルの交渉を再開し協議を重ねたが、8年11月15、16日、サンフランシスコで行われた第16回の会合をもって事務レベルの協議は打ち切られ、以後の交渉は政治判断に委ねられることとなった。

8年12月6、7日、東京において閣僚交渉が行われた。この交渉では、第三分野への参入時期について、日本側が「国内生保の損保子会社による傷害保険販売を1997年1月に開始、医療保険、がん保険も1999年に自由化する」と主張したのに対して、米国側は「傷害保険、医療保険、がん保険ともに国内保険会社による販売を事実上2001年まで凍結すべき」と主張した。その後も交渉が行われ、12月14日に基本合意に達し、12月24日、ワシントンにおいて日米保険協議の調印式が行われた。

この合意文書には、第三分野で講じる激変緩和措置の内容および主要分野の規制緩和措置5項目(①リスク細分型自動車保険の認可、②火災保険の付加率アドバイザー制度の拡大、③届出制の拡大、④算定会会員の料率使用義務廃止のための所要の規定整備、⑤料率等が差別化された商品の認可)が明記されるとともに、それらの5項目が達成された2年半後に第三分野の激変緩和措置が解除される旨、明記された。

4. 金融システム改革にともなう保険業法の改正

保険審議会は、金融システム改革に係る検討を行うため、平成8(1996)年12月、基本問題部会を設置し検討を行い、9年6月、「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として」と題する報告書を取りまとめ、保険審議会第64回総会に報告された。

また、8年4月に施行された新保険業法においては、破綻保険会社の保険契約の移転等を円滑に進めるため、救済保険会社に対して資金援助を行う保険契約者保護基金が設立された。しかしながら、同基金は、救済保険会社が現われないと発動できないうえに、今後、保険会社間の競争の活発化が一層見込まれるなかには、各保険会社の経営リスクが高まることが予想され、救済保険会社が現われない場合を含めた保険会社の破綻時における保険契約者の保護と、その保護に関するルールの明確化が求められていた。

この継続検討が望まれていた保険金の支払保証等の制度については、8年10月、「支払保証制度に関する研究会」が設置され検討が行われ、9年12月、報告書がとりまとめられ、保険審議会第66回総会に報告された。両報告書の内容は、10年6月に成立した金融システム改革法に盛り込まれた。これにより、日本版金融ビッグバン推進に向けた規制緩和が図られるとともに、保険契約者保護および保険業の信頼性確保に資する保険契約者保護機構の創設など新たな安全ネットが整備された。

5. 金融監督庁の設置

金融システム改革にともない、金融行政についても見直しが行われ、大蔵省の金融検査・監督部門を分離、独立した金融監督庁設置法とその関連法が平成9（1997）年6月16日に成立し、10年6月22日に施行された。

これにより、民間金融機関等に対する検査・監督を所管する金融監督庁が総理府の外局として設置され、また、大蔵省では証券局と銀行局を廃止して、金融制度等の企画・立案を所管する金融企画局が設置された。

これにともない、これまでの金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会が廃止され、新たに金融審議会が設置された。

4. 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険税制改正要望

協会では、毎年、生命保険契約税制を中心とした税制改正要望をとりまとめ、大蔵大臣をはじめ関係各省庁、自民党税制調査会、政府税制調査会等関係方面に要望書を提出するなど、その実現に向けた活動を行ってきた。内容としては、毎年の重点要望項目としている生命保険料・個人年金保険料控除制度の拡充に加え、企業年金保険に係る特別法人税の撤廃などを中心としてきた。特に、生命保険料控除制度については現行制度が維持されているものの、毎年、政府税制調査会において制度の見直しが提起されており、署名運動の実施など生命保険業界挙げて見直し反対と制度拡充要望を行ってきた。

平成6年度までの動き

協会は元年度以降も毎年、生命保険料および個人年金保険料の所得控除限度額の引上げを重点要望項目として取り組んできたが、現状維持のまま推移した。

5年7月、8党派連立政権による細川護熙内閣が発足し、9月の政府税制調査会総会で、総理大臣から「直間比率の是正など税制の抜本的改革」が諮問された。これを受け、政府税制調査会の審議が開始され、11月に中期答申「今後の税制のあり方についての答申」が決定された。

この中期答申の審議の過程で、「生命保険料控除については、その在り方について基本的な見直しが必要」等の意見があった。こうした政府税制調査会の動きに対し、協会は6年1月、定

例記者会見で生命保険料控除制度の見直しには反対との意見表明を行い、活動を強化した。2月、連立与党の「平成6年度税制改正大綱」および政府税調の答申が決定され、そのなかで、生命保険料・個人年金保険料控除については、現行制度を維持することとされた。

6年7月、3党連立による村山富市内閣が発足し、総理大臣は所信表明において「年内の税制改革の実現に努力する」旨を表明した。9月にとりまとめられた与党税制調査会の「税制改革大綱」においては、「租税特別措置については例外項目をつくることなく、たえずその政策目的、効果等を十分洗い直し、抜本的な整理合理化を図る」とされた。租税特別措置等の見直しに端を発し、生命保険料控除の見直しが大きな論点となったことから、生命保険業界としては「生命保険料控除は、租税特別措置とは異なり、昭和26年に『恒久的な制度とする』との趣旨で所得税法本法のなかに規定された制度である」ことを主張し、また、生保労連においても100万人署名請願運動を行うなど、精力的に関係方面に働きかけを行った。同年12月、与党税制調査会は「平成7年度税制改正大綱」をとりまとめ、そのなかで生命保険料・個人年金保険料控除については現行制度を維持することとされたものの、生命保険料控除についてはそのあり方について今後の検討項目とされた。

署名運動の実施

8年度の税制改正に際しては、大蔵省主税局の見直し案として、①現行の生命保険・個人年金保険・損害保険に係る保険料控除制度を新たな所得控除制度に改組、一本化する、②対象保険商品を純化（社会保障的機能を有する保障性・相互扶助性の高い保険商品、長期にわたる積立てを必要とし相互扶助性の高い年金商品、疾病・介護などに備える保険商品）し、貯蓄性の高い商品は対象外とする、ことが与党税制調査会および政府税制調査会に提示された。

これに対し、生命保険業界は、①今回の見直し案は合理的なものとは言い難い。仮に、現行制度の抜本的な見直しを行う場合には、それぞれの制度創設の趣旨を十分踏まえたうえで、慎重に対応していく必要がある、②社会保障制度の補完としての生命保険の役割および自助努力支援税制としての生命保険料控除制度の意義を考えると、公的保障、私的保障の全体を鳥瞰した本格的な議論が必須であり、単に生命保険料控除制度のみを取り出して、減収額の確保の観点に焦点を当てた見直しが行われることは不適當と言わざるを得ない、と主張した。こうした厳しい状況のなか、7年11月、理事会において、制度の廃止・縮減の動きに断固として反対し、制度のより一層の拡充を積極的に訴えていくため、急遽署名運動を実施することを承認した。保険契約者を対象とした「生命保険税制充実のための署名運動」について、生命保険各社をはじめ、各地方協会、生保労連等の協力を得て11月27日～12月4日にかけて実施し、1週間という短期間にもかかわらず、588万人の署名を集めた。この署名結果をもって、中央および地方協会等において関係方面に陳情を行った。このような状況下で12月15日、与党税制改革プロジェクトにおいて「平成8年度税制改正大綱」がとりまとめられ、そのなかで生命保険料・個人年

金保険料控除については現行制度を維持することとされたものの、生命保険料控除については検討項目として9年度改正での見直しを目指すこととされた。

平成8年度の動き

9年度税制改正に際しても、前年に引き続き「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施するなど幅広い要望活動を展開した。署名運動については、生保労連の協力を得て8年10月28日から11月8日にかけて全国展開するとともに政令指定都市を中心に16か所で街頭署名活動を実施した。その結果、1,247万人の署名が集まった。

9年度税制改正は、実質与党第一党である自民党税制調査会において審議され、12月18日に「平成8年度税制改正大綱」としてとりまとめられた。同税制調査会においては、前年の大綱の内容を受けて生命保険料控除制度の見直しが検討される予定であったが、金融制度改革や橋本龍太郎総理大臣の掲げるビッグバン構想との関連をみる必要があったことなどにより、生命保険料控除制度をはじめ金融関係税制全般に意見交換はあったものの結論に向けた具体的審議は行われず、結果として、来年以降引き続き検討する旨「大綱」の検討事項に記載され、生命保険料控除制度については現状維持とされた。

平成9年度の動き

10年度税制改正審議において、政府税制調査会は金融関連税制を専門的に検討するための組織として金融課税小委員会を設置し、生命保険料控除が主な検討項目とされたことから、協会においては、連続3年目となる「生命保険料控除制度拡充のための署名運動」を実施することとした。署名運動は、9年10月13日から24日まで生保労連の協力を得て実施し、加えて、この間、全国54の地方協会所在地において街頭署名活動を実施した。その結果、1,616万人の署名が集まり、意見広告をはじめとしてこの署名運動結果を踏まえた要望活動を関係方面に対して行った。12月3日、政府税制調査会の答申に先立ち、金融課税小委員会がとりまとめた中間報告のなかで、10年度税制改正において早急に検討すべき課題の一つとして生命保険料控除が取り上げられた。一方、自民党税制調査会においては、10月以降審議が開始され、12月16日に「平成10年度税制改正大綱」がとりまとめられた。この結果、生命保険料・個人年金保険料控除については、検討事項として「生損保控除のあり方については、金融システム改革の下で業態間、商品間の垣根が取り払われつつあることや、高齢化社会における老後の自助努力や介護を支援するとの見地、制度創設の目的が達成されているとの指摘等を踏まえて、公的年金制度の見直しに合わせて引き続き検討する」と記載され、現状維持となった。

生命保険業界としては、高齢社会のなかで自助努力を支援する生命保険料・個人年金保険料控除制度の拡大について要望活動を引き続き展開していくこととした。

2. 個人年金保険料控除限度額の引上げ

個人年金保険の保険料については、昭和59（1984）年度から生命保険料控除とは別枠で控除

限度額を所得税について5,000円、住民税について3,500円（60年度から適用）とする所得控除制度が創設された。しかしながら、急速に進行する高齢社会のなかで、公的年金を補完する個人年金保険の果たす役割はますます重要になってきていることから、協会は、その後も所得税・地方税それぞれにおける個人年金保険料の所得控除限度額の10万円への引上げ要望を繰り返し行ってきた。その結果、平成元年1月にとりまとめられた自民党税制調査会の「平成元年度税制改正大綱」に、「年金・保険・共済制度については、高齢化社会における福祉政策の一環として、国民の自助努力を助長する見地から、引き続き検討する」との内容が明記された。さらに、同年12月の「平成2年度税制改正大綱」において、個人年金保険料控除限度額は所得税5万円、地方税3万5,000円へ引き上げることとされた。

2年1月に閣議決定された「平成2年度税制改正要綱」に個人年金保険料控除の引上げが盛り込まれた。3月30日、所得税法ならびに地方税法の一部を改正する法律案が参議院において可決、成立し、翌31日に公布された。所得税は2年4月1日施行、平成2年分より、地方税については3年4月1日施行、平成2年分よりそれぞれ適用されることとなった。

なお、この場合、控除の仕組みは一般の生命保険料控除と同一とし、一般の生命保険料控除の適用は行わないこと、また、疾病などの特約付年金契約の場合は、年金部分の保険料のみが対象とされた。

3. 適格退職年金積立金に係る特別法人税の軽減

適格退職年金積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進行する高齢化社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の普及を図る観点から、その撤廃について要望活動を展開してきた。

その後、平成2年12月の自民党税制調査会の「平成3年度税制改正大綱」に「特別法人税については、平成4年度税制改正において、必要に応じて適切に対処する」ことが明記された。3年12月には、日経連、当協会、信託協会の3者で、改正要望具体案をとりまとめた。3年12月の自民党税制調査会の「平成4年度税制改正大綱」に「特別法人税については、一定の適格退職年金について厚生年金基金との均衡等そのあり方を政府（大蔵・厚生両省）において検討し、平成5年度税制改正までに結論を得て、平成5年度実施を目途に適切に対処するものとする」と、より具体的に明記された。

これを受け、4年2月に大蔵・厚生両省に日本経営者連盟、日本労働組合総連合会を加え、「適格退職年金積立金に係る特別法人税問題検討委員会」が設置され、12月に同委員会は「公的年金の補完としてサラリーマンの老後生活をより豊かなものとする企業年金の一層の育成普及を図ることが重要であるとの趣旨から、一定の適格退職年金について特別法人税の特例措置を適用することが適当である」との報告書を取りまとめた。

12月の自民党税制調査会の「平成5年度税制改正大綱」において「厚生年金基金の単独設立

等のための人数要件を満たさない適格退職年金契約のうち、年金給付期間、選択一時金等の年金給付内容等につき一定の要件を満たすものについて、その積立金のうち老齢厚生年金の代行相当部分の1.7倍に相当する部分までは非課税とする措置を講ずる」と明記され、特例適格退職年金については特別法人税が免除されることとなった。

しかしながら、特例適格退職年金は一部に限られていること、諸外国においては企業年金の積立段階では非課税とされていること、約1.2%（地方税を含む）の特別法人税率は、年金給付に換算して20%以上もの負担となっていることから、協会は、7年度以降、特別法人税の撤廃について継続して要望を行うこととした。

5. 生命保険商品と関連制度の動向

1. 個人保険分野の動向

個人保険

個人保険分野においては、昭和50年代後半、定期付養老保険に代わり主力保険となった定期付終身保険が年々占率を高めてきたが、一方で商品の多様化が急速に進んだ。昭和60年代には、一時払養老保険が人気を呼ぶなど生命保険の貯蓄機能が注目された。

平成元年8月、長期利付国債と養老保険などをセットした「国債セット商品」を発売した。これは生命保険会社が国債引受シンジケート団の一員として引き受けた長期利付国債の窓販業務を昭和63年4月に開始したことから、それとの組み合わせ商品として登場したもので、生命保険会社から購入した国債の半年ごとの利金を保険料に充当する仕組みであった。

医療関係商品では、高齢社会の進展により医療・介護保障のニーズが高まってきたことに対応して、慢性疾患を保障対象とした生前給付型特約や軽度の介護をも保障対象としたもの、高度先進医療特約、通院特約、介護特約などの特約の機能分化とあわせ保障対象の広範囲化・細分化が進んだ。

生前給付型商品としての「特定疾病保障保険（平成4年2月発売）」、リビングニーズ特約（4年10月発売）は、従前の生命保険の概念を変えるものとして社会的に反響を呼び、取扱い生命保険会社は急速に拡大し、その後、8年1月には「重度慢性疾患保障保険」も発売した。

また、4年12月には死亡保障に加え、疾病や災害により就業不能になった場合に所定の給付を行う「就業不能保障保険」を発売した。

7年11月に発売した予定利率変動型保険は、経済情勢に応じて6か月ごとに予定利率を見直し、その時点の責任準備金、満期保険金、死亡保険金をそれぞれ再計算する保険料一時払いの養老保険である。その後、予定利率変動型保険は終身保険、個人年金保険でも登場した。

8年4月に新保険業法が施行され、10月以降、生・損保の子会社方式による相互参入が始まると同時に、従来の有配当型および無配当型の保険に加え新たに5年ごと利差配当付保険を発

売した。10年3月には、日本の生命保険会社として初めての「非喫煙者割引保険」を発売するなど商品内容の多様化・自由化は急速に進んだ。

また、商品種類の多様化と相まって、商品自体の自在性を促進し、定期付終身保険については、介護保障、年金への移行制度や保険料ツーステップ払込方式の導入、死亡保障倍率の大型化などの充実を図った。

個人年金保険

個人年金保険分野においては、税制改正に対応した個人年金保険料税制適格特約（2年7月発売）、夫婦年金特約や定期保険特約転換特約などを開発した。

平成6年4月、生存保障重視型の個人年金保険を発売した。保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることにより年金受取額を高めたもの、年金開始から5年間の年金額がその後の年金額の2倍になるよう設計したものなどを開発した。

2. 生命保険料の改訂

生命保険各社は、平成2（1990）年4月2日、戦後10回目の保険料の改訂を実施した。第5回全会社表（1984～85）を採用し、予定死亡率の引下げ、経営の効率化による予定事業費率の引下げと同時に長期的な金利動向を反映して、予定利率の一部引下げを行った（保険期間10年以下は6.25%から5.75%に、保険期間10年超20年以下は6.0%から5.5%に、保険期間20年超は5.5%に据え置く）。

平成8年4月施行の新保険業法では、責任準備金の適正な積立てにより生命保険会社の健全性を向上し、契約者保護を図る観点から、標準責任準備金制度が導入され、その水準（積立方式、予定死亡率、予定利率）は大蔵大臣が告示することとされた。日本アクチュアリー会は、8年2月9日、「生保標準生命表1996」を発表し、同表は同月29日に大蔵大臣から、標準責任準備金の計算に使用する予定死亡率として告示された。

同年4月2日、生命保険各社は、保険料の改定を行った。予定利率については従来の3.75%から2.75%に引き下げた（ただし、一時払養老保険は従来どおり2.25%、変額保険は従来の3.5%から2.5%に引下げ）。予定死亡率は、「生保標準生命表1996」の水準とした。これらの改訂は個人保険のほか、個人年金保険、団体保険にも適用され、保険の設計内容によっては一部保険料の引上げとなった。

3. 企業年金保険分野の動向

平成元（1989）年度の団体年金の資産残高は25兆940億円で、総資産に占める割合は19.5%であった。9年度の資産残高は50兆6,630億円と元年度の2倍強となり、総資産に占める割合は26.6%と順調に伸びてきた。

(1) 国民年金基金の動向

老後生活資金に対する不安感が強まる一方で、企業年金に対する期待は一層高まってきてお

り、この期待に応えるべく、生命保険会社をはじめ各受託機関は企業に対し企業年金導入の働きかけを活発に行い、厚生年金基金の設立基準の緩和などの環境の整備もあって、団体年金資産残高・加入者数は順調に伸びてきた。しかし、企業年金に対するニーズが高まる一方で、バブル経済の崩壊後の株価の低迷や円高の進行、超低金利などにより、資産運用をめぐる環境も悪化の一途をたどり、生命保険各社は制度発足以来の計算基礎としての予定利率5.5%を6年4月4.5%へ、8年4月2.5%へと2度にわたり引下げを余儀なくされた。また、平成不況を反映した各企業のリストラ等ともなう従業員構成の不均衡化や運用環境の悪化等の影響から、財政危機に瀕する厚生年金基金等も発生してきており、解散する基金も出始めた。

8年4月の引下げでは、同時に基金の運用規制の緩和が行われ、その際、従来、厚生年金基金令に規定されていた生保の一般勘定に関わる「保証利率」を定める規定は削除された。

また、厚生年金基金保険および国民年金基金保険以外の企業年金商品についても予定利率の引下げの認可を得て、同時期（6年4月、8年4月）に実施した。

(2) 企業年金商品の改定

新企業年金保険、拠出型企業年金保険の発売

2年7月、生命保険各社は、新企業年金保険、拠出型企業年金保険をそれぞれ発売した。

「新企業年金保険」は、企業・団体の退職金・年金制度を裏づける目的で保険料を負担する商品で、主に適格退職年金制度のための商品である。「拠出型企業年金保険」は、従業員等が掛金を負担し、自己の老後のために年金資金を積み立てる企業年金であり、年金額、保険料、払込方法などについて個人の自在性、任意性が十分に反映できるものであった。

特別勘定特約の発売

2年4月から厚生年金基金については、投資一任業務が認められている投資顧問会社にも、厚生大臣の認定日以降の増加資産に限り資産運用を委託することができるなどの大幅な規制緩和が行われた。生命保険各社は、それらの状況に対応するため2年4月から、一般勘定から年金資産を分離できる「厚生年金基金保険特別勘定第1特約・特別勘定第2特約」を発売した。「第1特約」は年金資産を合同で運用し、「第2特約」は契約ごとに単独で運用するものであり、両特約とも年々引受額を増加させてきた。

国民年金基金保険の発売

元年12月の国民年金法の改正により、職能型国民年金基金の設立要件の緩和、地域型国民年金基金の創設が盛り込まれたことから、生命保険各社は事務体制の構築を進め、「国民年金基金保険」を3年4月に発売した。

また、6年度の税制改正で国民年金基金保険にも特別勘定が認められ、6年10月に導入を行った。

4. 団体生命保険分野の動向

団体就業不能保障保険、総合福祉団体定期保険の発売

平成7（1995）年8月、会社や事業所の所属員が障害や疾病により休業した場合の保障を目的として「団体就業不能保障保険」を発売した。また、8年11月、「総合福祉団体定期保険」を発売した。

従来の団体定期保険は全員加入契約（いわゆるAグループ）と任意加入契約（いわゆるBグループ）を単一の商品として発売してきたが、Aグループ保険においては、遺族補償部分と付随的に発生する企業の経済的損失部分が明確でなく、保険金の帰属をめぐる社会問題になったことからこれを別建てにして、保険目的の一層の明確化・透明化を図った。

5. 団体信用生命保険分野の動向

消費者信用団体生命保険の発売

平成5年11月、「消費者信用団体生命保険」を発売した。この保険は、消費者信用市場ではあらかじめ約定された一定の与信限度の範囲内で債務者の自由裁量のもとに信用供与を行う方式が広く普及しており、信用供与機関・信用保証機関から債務者が死亡・高度障害となった時債権保全に対する付保ニーズが高まり、このニーズに応えるため開発を行った。

住宅金融公庫団体信用生命保険特約制度の動向

住宅金融公庫の公庫団信は、昭和55年10月1日に発足したが、その業績伸展はめざましく、ここ10年間の業績をみると、62年度の保有契約高が15兆円であったのに対し、制度創設18年目を迎えた平成9年度では57兆円にまで増加した。特に、5年度には、景気対策の一環として民間住宅建設を促進するために公庫融資枠が拡大され、6年度にかけて保有契約が急進した。この間、6年4月には最高保険金額が5,000万円から1億円に、9年10月には加入年齢が60歳未満から65歳未満に引き上げられた。

また、共同引受会社は発足時には協会加盟22社であり、平成10年3月末時点で27社の共同引受となった。

6. 心身障害者扶養者生命保険の動向

心身障害者扶養者生命保険制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、制度の健全性を確保するため54年、61年と2度にわたり改正が行われてきたもののなお、将来の収支の見通し、年金財源の確保など検討すべき課題があること、また、社会福祉・医療事業団からも制度改正後の収支予測の要請が出されていた。これを受け、心身障害者保険特別委員会は、63年度から長期予測に関する調査・研究に着手し、平成元年11月、報告書「心身障害者扶養者生命保険に関する長期予測について」をとりまとめた。

本保険制度は、制度発足後2度にわたり改正が行われて、保険財政についてはある程度見通しが立ってきていたが、心身障害者死亡率の改善や金融情勢を反映した運用利率の低下など、

制度を取り巻く諸条件の変化にともない、社会福祉・医療事業団が運営管理している年金財政は悪化してきた。

このため、月額2万円の年金給付に対し必要な財源が大きく不足している状況にあり、このままでは10年前後には同事業団が信託銀行で運用管理している年金財源からの障害者への年金支払いが不能になることが見込まれる状況になった。これを受け、厚生省は6年11月に学識経験者や障害者を持つ親の会ならびに地方自治体関係者等をメンバーとする「扶養保険検討委員会」を発足させ、制度ならびに財政的安定を図るための方策について検討を行った結果、加入者負担の原則にもとづき加入者の掛金ならびに年金原資となる保険金額を年金給付に相応の水準に引き上げるとともに、国および地方公共団体がその制度の運営責任を明確にしたうえ、制度の安定的運営のために必要な財政支援措置を行う旨の意見書を12月にとりまとめた。その後、8年1月に、債務への年間92億円の公費を20年間投入すること、公費を定期的に見直すこと、保険金額および保険料を引き上げること、脱退一時金制度の創設などを骨子とする制度改革が行われた。

平成10年2月、心身障害者保険運営専門委員会は、長期収支予測報告書を取りまとめ、社会福祉・医療事業団あてに提出した。

7. 財形保険分野の動向

昭和47（1973）年にわが国に財形制度が導入され、生命保険業界はその3年後の50年に制度に参入した。以来、生命保険各社は着実に販売実績を伸ばし、平成9年度の資産残高は、一般財形保険が9,406億円、財形年金保険が6,562億円、財形住宅保険が3,382億円となっており、制度全体の約1割を占めるなど勤労者の財産形成に貢献してきた。

財形制度の導入当時は高度成長時代であったが、社会や経済環境が大きく変化するなかで、財形制度の果たす役割も変わってきたことから、同制度を取り巻く環境や勤労者のニーズの変化を踏まえ、3年および8年に財形法が改正され、さらに勤労者にとって魅力ある商品に改正されてきた。

財形非課税限度額の引上げ

財形非課税限度額は、昭和49年にそれまでの100万円から500万円に引き上げられて以来、据え置かれたままであったが、平成5年度の税制改正により、それまでの500万円から550万円に引き上げられ、6年1月1日から実施された。なお、この時の改正で生命保険等の財形年金貯蓄については保険料払込額累計350万円から385万円に引き上げられた。

協会では、一層の引上げを実現するため財形制度拡充要望のなかで非課税限度額の引上げ要望を盛り込み、労働省など関係方面に毎年提出してきた。

6. 教育制度の充実

協会では、昭和48（1973）年に専業営業職員の育成をめどとした業界共通教育制度を確立したが、高齢社会の到来、金融自由化・国際化の進展などの社会環境を踏まえ、ファイナンシャル・プランニング・サービスという、より付加価値の高い総合的な生活設計サービスができ、消費者に信頼される営業職員の体系的育成を目指して、平成3年3月に教育制度を抜本的に改正し、4年度から順次実施した。

主な改正点は、教育体系について初期教育から高等教育まで体系的に学習できるよう「一般課程→専門課程→応用課程→生命保険大学課程」に整備・改定し、また、教育内容も知識教育重点から、より実践的なものとし、保険販売に当たっては商品を販売するだけでなく、金融情報の提供や、より付加価値の高い生涯にわたる生活設計サービスとして、ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供ができるようカリキュラムの充実に努め、業界共通教育制度を時代に適した、より実践に役立つ形に改めるなどの内容とした。この改正により、保険審議会総合部会の中間報告、ライフ・サービスネットワーク構想、生保労連からの申入れを受けていたトータル保障プランナー制度についての対応を行った。

あわせて、各課程の試験事務についても一層の効率化、合理化を進め、多くの地区で手採点で行っていた一般課程試験の採点事務を協会本部に集中させて処理を行う等の機械化を実施した。

また、内務職員に対する生命保険講座も5年度から改正を行い、科目を10科目の構成とし、ファイナンシャル・プランニングの基本的知識を盛り込むなど内容の充実を図った。

なお、8年4月施行の新保険業法により、新たに保険仲立人（ブローカー）制度が設けられたが、その研修・試験については、当分の間、当協会が実施することとなった。

7. 募集体制改善への取組み

1. 雇用制度に関する労使協議会

協会と生保労連との労使協議会は、昭和49（1974）年3月に第1回会合が開催されて以降、ほぼ定期的に会合がもたれ意見交換が行われている。バブル経済の崩壊後、日本経済が低迷するなかで、超低金利政策やインフレ懸念の高まりによる株式、債券の大幅な下落等生命保険経営をめぐる環境は一段と厳しい状況にあり、一方、規制緩和、自由化に向けた流れが加速するなかで、日本版ビッグバンの動きとも相まって、生命保険事業も大きな転換期を迎えていた。こうしたなか、労使協議会においては、平成元年以降、営業職員の専業体制・教育制度・新人保障給等、募集基盤・販売環境等、トータル保障プランナー制度の取組み、「営業職員」の呼称統一、保険審議会答申に対する対応状況、保険業法改正に向けた対応、経営破綻・会社再生にともなう諸対応等について協議が重ねられた。

2. トータル保障プランナー制度

平成4（1992）年1月、労使協議会において、「トータル保障プランナー制度」について労使の合意をみた。同制度は、昭和61年9月の労使協議会において生保労連から基本的な考え方について説明がなされ、以後、協会で検討を行い、特に業界共通教育制度については、保険審議会中間報告、ライフ・サービスネットワーク構想への対応も含めて抜本改正を行うこととし、協会は、平成3年3月の労使協議会で改正について提示した。提示した改正の内容は、時代環境の変化に対応できる営業職員の育成を目指して、業界共通教育制度について昭和49年改正以来の抜本的改正を行い、カリキュラム内容を大幅に充実するとともに、教育体系についても初期教育から高等教育まで体系的に学習できるよう「一般課程→専門課程→応用課程→生命保険大学課程」に整備・改定するものであった。同年6月の労使協議会において生保労連より、大筋合意する旨の表明とともに、専門課程から応用課程への連続性の確保、称号の正式名称、履修モデルの積極的PRおよび既存有資格者の取扱いについて検討依頼があった。これについて協会は、同年12月の労使協議会で回答を行い、4年1月の労使協議会において、業界統一の教育制度の充実と認定制度の導入を骨子とする営業職員制度の確立を目指したトータル保障プランナー制度について最終合意に至った。

3. 「営業職員」の呼称統一

生命保険の営業職員については、従来は「外務員」「セールスマン」あるいは「営業職員」と必ずしも業界で呼称が統一しておらず、慣行としては「外務員」の呼称が多く使われてきた。しかし、営業職員の役割がますます強く求められてくるにつれて、職務内容が容易に理解され、社会一般に通用し得る呼称に統一することが望ましいとの動きが業界の内外から出てきた。

これを受けて、業務協議会では各社の実態調査を行い、呼称統一について検討を行ったところ、「営業職員」の呼称を使用する会社が多く、また社会的なイメージの向上のうえからもその統一が望ましいことから、平成元（1989）年11月、業務協議会で原則として「営業職員」に呼称統一することを決定し、生命保険業界として統一を図った。

4. 募集人登録事務の全国システム化

生命保険募集人の登録は、生命保険各社の支社から代理申請制度によって各地の財務局あて登録申請が行われているが、昭和58（1983）年7月、大蔵省通達により登録の事前申請事務について各地の財務局から協会（地方事務室）に移管された。その後、協会では63年7月から登録数の多い5地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪）について登録事務をシステム化してきたが、新保険業法の施行にともない、損保系生命保険子会社の設立、募集代理店における乗合制度の導入、登録事務の追加などによって登録事務が大幅に増加した。このため、全国展開のできる機能を持った「募集人登録システム」を新たに開発し、平成9年1月から稼働した。

5. 募集代理店制度

生命保険の募集は、その商品特性から長いこと営業職員による募集が中心であったが、代理店による募集が実態的にも大きなウエートを占めるようになったこと、また、保険業法の改正を視野に一社専属制の適用を除外する代理店についての検討が必要となったことから、協会において募集代理店制度について検討を開始した。検討結果は「新たな募集代理店の在り方について（中間報告）」「法人紹介代理店の適正化についての考え方」にそれぞれとりまとめ、平成7（1995）年2月の業務協議会において確認を行った。その後、「新たな募集代理店の在り方について（第2次中間報告）」がとりまとめられ、7年6月の業務協議会において確認を行った。これまでにまとめあげた検討課題をさらに具体化し、適正な募集代理店運営ができるよう、各種の措置を検討していく必要があることから、7年9月から業務協議会専門委員会を中心に検討を行った。その検討結果を踏まえた「生命保険募集代理店運営ガイドライン」については、8年4月の臨時業務協議会専門委員会において確認を行い、また、乗合に関する項目を含めたガイドライン全体の最終確認については、8年8月27日付通達（蔵銀第1632号）を受け、翌日の臨時業務協議会専門委員会において最終的確認を行った。

8. 情報提供の充実と広報・相談活動

1. 情報提供の充実

保険問題研究会報告書

大蔵省の保険問題研究会（座長 江頭憲治郎東京大学教授）は、平成元（1989）年5月、「相互会社制度運営の改善について」と題する報告書を発表した。

この報告書のなかで、保険事業のディスクロージャーに対する基本的な考え方について、「保険事業は万一のときにおける保障を行うものであり、かつ専門的・技術的な制度であること、相互会社の場合、株式会社に比し社員の地位の離脱が困難なこと、特に生命保険の場合、契約が極めて長期になること等の事情からみて、社員に対しても、また、募集の段階からも、他の事業以上に積極的かつ自主的にディスクロージャーを実施することが必要である」との提言がなされた。

決算報告書の作成

この提言に対し、協会では企画専門委員会をはじめとする関係委員会で検討を行った結果、より一層のディスクロージャーを推進するとともに、分かりやすい情報提供の実施という観点から、元年度決算より上場株式会社の有価証券報告書並みの開示内容を盛り込んだ「決算報告書」を業界統一開示基準にもとづき生命保険各社で作成し、各社の本支社に備え置いた。

協会では、昭和59年度から作成していた各社の「事業・業績のおしらせ」の合本ファイルに加えて、「決算報告書」の合本ファイルを作成し、協会本部および全国54地方協会に備え置くと

ともに、各地の消費生活センターに提供している。

「生命保険利用の手引き」の作成、提供

協会では、消費者が適正な生命保険を選択して加入するために必要な基礎知識や情報を盛り込んだ冊子「生命保険加入の手引き」を昭和59年度から、また、生命保険各社や協会で作成している情報開示媒体の閲覧制度や閲覧場所等について記載した冊子「生命保険に関する情報提供について」を平成2年度から作成し、生命保険各社の本支社、各地方協会に備え置くとともに、各地の消費生活センターに提供してきた。

その後、「生命保険加入の手引き」については、生命保険の仕組み等の一層の理解を図る観点から、より分かりやすくビジュアルなものとするため、平成2年度に大幅な改定を行い、さらに平成4年度には冊子「生命保険に関する情報提供について」と内容的に重複する部分があることから、同冊子を吸収したうえで内容をさらに充実し、名称も「生命保険利用の手引き」に変更した。

この「生命保険利用の手引き」については、その後も適宜改定を行い内容の充実を図ってきたが、平成8年度には、告知義務、クーリング・オフ制度など加入に当たっての注意事項を盛り込み、さらに内容を充実した。

上半期報告の実施

保険問題研究会の報告書では、「このほか、会社の事業年度中の経営成績を示すため、保険事業の特性を勘案しつつ半期決算報告を導入することについて検討すべきである」との提言がなされた。これを受け検討した結果、生命保険業界では平成2年度から、上場会社が行う「中間決算」とは別の自主的なディスクロージャーとして「上半期報告」を実施した。

保険業法改正にともなうディスクロージャーの見直し

平成8年4月に施行された保険業法の第111条に、新たに公衆縦覧制度が規定されたことから、これを受け、広報専門委員会を中心に検討を行い、9月の広報委員会において、現行の3媒体表示（「決算報告書」「業績のお知らせ」「〇〇生命の現状」）をとりやめ、「ディスクロージャー資料」の一本化を図ること、「ディスクロージャー資料」には、「新保険業法第111条にもとづいて作成した資料」であることを明記すること等を決定し、8年度決算資料から生命保険全社が作成することとした。

さらに、9年度決算に係るディスクロージャー開示基準の見直しでは、ソルベンシー・マージン比率、責任準備金の積立方式を新たな開示項目に追加したほか、リスク管理債権情報を拡充するなど、ディスクロージャーのさらなる充実に努めた。

「生命保険種類のご案内」合本ファイル・生命保険種類一覧の作成、提供

「生命保険種類のご案内」については、消費者が多種多様化した生命保険のなかから、ライフサイクルに最も適した商品を選択できるよう生命保険各社の「保険種類のご案内」を合本ファ

イルにして、昭和52年から提供している。合本ファイルには、生命保険各社の販売商品を保険種類別に分類・整理した「生命保険種類一覧」（昭和59年から作成）ならびに「生命保険利用の手引き」を合わせて綴じ込んでいる。協会では合本ファイルおよび「生命保険種類一覧」について、毎年リニューアルを行い、各地方協会に備え置くとともに、各地の消費生活センターに提供している。

消費者向けビデオの作成、提供

協会では、消費者に生命保険を正しく理解してもらうため、平成2年度から7年度までに消費者向けにビデオを作成した。このビデオについては、生命保険会社の資産運用、ご契約のしおりのなかの重要な項目（告知義務、クーリングオフ制度、保険金・給付金が受け取れない場合等）の解説や生命保険の選び方など6本を作成し、各地の消費生活センター等に提供するとともに、協会本部および全国の地方協会に備え置き、無料で貸出しを行った。

2. 広報活動

生命保険事業の拡大とともに、消費者の生命保険に対する認識も高まってきており、これに対応するため、協会は消費者の意向を吸収し、生命保険事業を正しく理解願うためのPRを積極的に進めてきた。

主要消費者団体等との意見交換

平成6（1994）年6月、主要消費者団体である主婦連合会、消費科学連合会、全国消費者団体連絡会、東京都地域婦人団体連盟、日本消費者協会の各事務局長との懇談会を新設し、以後毎年開催することとした。この懇談会では、生命保険事業の現況を説明するとともに、各事務局長から業界に対する忌憚のない意見、要望を聞き、互いに活発な意見交換を行っている。

また、全国消費生活相談員協会および同各支部との懇談会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）との懇談会を新たに加え、継続的に開催することとした。

さらに、消費者行政・団体などで、消費者からの相談に携わっている消費生活コンサルタント・消費生活専門相談員・消費生活アドバイザーとの関係強化を図る趣旨から、8年度より消費者関連団体との意見交換会を積極的に展開した。

生命保険懇談会の開催

生命保険事業を正しく理解願うとともに、お互いに意見を交換する場として、地方協会主催による消費者行政・団体、地元マスコミとの生命保険懇談会を実施している。

消費者行政・団体、地元マスコミとの生命保険懇談会の開催状況をみると、昭和63年度の開催地方協会は8協会であったが、平成9年度には全国54地方協会すべてが開催するまでに拡大した。

生命保険ふれあいゲートボール大会の開催

健康で生きがいのある明るい長寿社会づくりの一助となるべく、昭和61年度から「生命保険

ふれあいゲートボール大会」を毎年1回、全国都道府県で開催した。あわせて、大会参加者に毎年テーマを変えてアンケート調査を実施し、その結果は9月15日の敬老の日を中心に新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等で取り上げられた。63年11月の全国大会は、協会創立80周年記念事業の一環として開催した。このゲートボール大会は、所期の目的を達成したことから、平成7年度の第10回大会をもって終了したが、参加チーム数は、延べ2万7,158チーム、参加者は27万1,900人に及んだ。

11月「生命保険の月」キャンペーン

生命保険業界では、昭和22年以降毎年11月を「生命保険の月」と定め、種々のキャンペーン活動を展開してきた。キャンペーン活動に使用する業界統一標語について、平成元年度から4年度までは広く一般から募集を行った。最優秀作品は、生命保険の月キャンペーンのポスター、新聞・雑誌広告等で使用した。なお、5年度は新しいキャンペーン活動について検討を行い、6年度からは、統一標語に代わるツーウェイ・コミュニケーションの施策として、「生命保険と私」をテーマに毎年エッセイを募集することとし、6年度は2,954編の応募があった。その後の応募状況は7年度2,345編、8年度1,763編、9年度2,053編であった。

最優秀賞作品は、生命保険の月キャンペーンのポスター、新聞・雑誌広告などで使用した。また、最優秀賞作品など入選作品を掲載した小冊子を作成し、生命保険業界をはじめマスコミなどに広く配布した。

新聞等媒体広報活動

元年度から5年度まではイメージキャラクターを使用した広告を実施し、6年度以降はイメージキャラクターの使用を止め、営業職員の役割PR、保険金・年金給付金の支払総額などのPR、社会貢献活動PR、11月「生命保険の月」キャンペーン広告を実施した。

8年度、9年度は、これらに加え協会の税制改正要望の重点要望項目であった「生命保険料控除制度の拡充」を求める意見広告を出稿した。

また、9年度は、4月の日産生命の破綻以降、生命保険の解約が増加したことへの対応策として、生命保険の意義・役割をPRするとともに、解約のデメリットに触れ、契約継続の大切さを訴える意見広告を出稿した。

3. 生命保険相談所の活動

平成8（1996）年10月16日付で通達（蔵銀第1962）が発せられた。この通達は、生命保険商品が多様化するなかで、生命保険商品の内容の照会や商品のリスクについての説明が不十分であったとの相談・苦情が増加している状況にかんがみ、生命保険会社の相談・苦情処理体制の充実・強化を図る観点から、大蔵省銀行局長より生命保険各社の代表者あてに発出されたものである。また、生保協会長に対しても、通達の趣旨にかんがみ、相談・苦情への処理体制の充実・強化を図るとともに、広報活動等を通じ生命保険相談所および各地方連絡所の一般への周

知を行うよう、同日付で通達が発せられた。これに先立ち、協会では8年9月に相談担当職員の増強ならびに相談受付電話の増設を行うとともに、9年2月から3月にかけて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを通じて生命保険相談所のPRを行い、同2月には新聞広告により大阪府連絡所のPRも行った。

さらに9年4月には、相談受付電話の増設を行うとともに、6月には相談担当職員の増員を行い、契約者をはじめとする消費者からの相談に対応する体制を充実・強化した。ラジオによる生命保険相談所のPRについては、その後も継続的に実施し、協会の新聞広告には必ず生命保険相談所のPRを掲載した。また、地方協会の地方紙広告にも地方連絡所のPRを開始するとともに、10年2月には改めて全国紙に生命保険相談所のPR広告を行い、一般への周知を図った。

相談・苦情受付状況

この10年間の相談受付件数の合計は、8万7,877件であった。昭和60年代は、消費者の金利選好意識の高まりから、一時払養老保険がブームを呼び、これにより相談件数は増加したが、63年度以降は利回りの優位性が薄れてきたことなどから、一時払養老保険のブームは沈静化、相談件数の減少につながった。

平成3年度からは再び増加に転じているが、特に9年2～3月にかけて生命保険相談所のPRを行ったことから8年度には相談受付件数が初めて1万件を超え、9年度は4月に日産生命が破綻したことに加え、他金融機関の破綻が重なったことなどから、金融システムに対する不安が高まり、相談受付件数は2万件を大きく超えることとなった。

情報提供資料の作成、提供

生命保険相談所では、消費者向けの情報提供資料を作成し、提供している。これまでに作成、提供した資料は以下のとおりである。

- ・「変額保険のしくみ」…平成3年2月作成 10年2月改定
- ・「介護保険のしくみ」…4年6月作成
- ・「生前給付保険とリビング・ニーズ特約のしくみ」…5年6月作成 8年5月改定
- ・「個人年金保険のしくみ」…5年7月作成 9年10月改定
- ・「保障の見直し」…8年10月作成
- ・「総合福祉団体定期保険のしくみ」…9年1月作成
- ・「全期型特約・更新型特約のしくみ」…9年11月作成
- ・「収入保障特約のしくみ」…10年2月作成

相談分析資料の作成、提供

生命保険相談所における相談受付状況や相談内容などについては、毎月「消費者・相談ニュース」を発行するとともに、「相談レポート」については、8年度までは半期ごとに、9年度からは四半期ごとに発行し、生命保険各社をはじめ関係先に提供した。

9. モラルリスク等への対応

昭和50年代から目立ってきた保険金取得を目的とする殺人、入院給付金の詐取事件などのモラルリスク（道徳的危険）に対応し、生命保険の健全な普及を図るため、生命保険業界では種々の対策を講じてきた。

55年以降、生保警察連絡協議会が各地に設けられてきたが、平成4年3月、いわゆる暴力団対策法が施行され、生命保険業界では同法にもとづき全国各地に設立された都道府県暴力追放運動推進センターに対して地方ごとに協力するなど、金融取引等における暴力団排除のための対応を行った。

また、入院給付金日額の情報交換を行う契約内容登録制度（昭和55年10月実施）については、平成元年10月から生保共同センター（LINC）を利用した制度に改め、さらに6年10月からは死亡保険金登録制度を実施し、複数の生命保険会社に、短期間に集中して高額の生命保険に加入するといった異常と思われる契約の排除に努めてきた。

10. 資産運用等に関する動き

1. 運用対象の拡大

金融の自由化・国際化・証券化の進展にともない、金融構造は大きく変化してきたが、生命保険業界としては、より効率的・合理的な運用を行うために、規制緩和の要望を行い、これまでに適宜、規制の緩和ならびに運用対象の拡大を図ってきた。

平成元（1989）年4月に債券店頭オプション取引が、6月に株式指数オプション取引、金融先物取引、証券先物取引が相次いで認可されるなど、新たな運用対象への対応を図った。

生命保険会社の運用対象として伝統的な貸付分野においては、2年6月に金融機関の劣後ローン導入にともなう貸付が認可され、7年8月には円高是正の観点から、保険会社の外貨建対外貸付が解禁され、合わせて円建対外貸付に関する50%ルールが撤廃された。

不動産に関しては、一定規模以上の投資に際して投資額に応じ事前承認あるいは事前届出が必要とされてきたが、4年7月に国内不動産取得における事前承認の一部が緩和され、5年4月には事前届出制が廃止された。

一方、資金調達面では、6年4月にコマーシャル・ペーパーの発行が認可され、9年4月には外貨建債務取入れにおける借入期間と資金用途の制限が撤廃され、8月には自己資本の充実策として、劣後ローンの調達、劣後債の発行が解禁された。

2. 地銀生保住宅ローン株式会社の清算

地銀生保住宅ローン株式会社は、住宅資金の安定供給を図る目的で、生保と地銀を母体にして昭和51（1976）年6月1日にわが国6番目の住宅金融専門会社として設立され、7月1日から営業を開始した。設立後、同社は他の住専と同様、国が推進している住宅政策を金融面から

推進することを背景に、住宅資金および住宅関連資金の供給を中心に順調に業容を拡大した。しかし、昭和50年代後半になると、効率的な営業・システム体制を整備し、変動金利ローンを導入した銀行が住宅ローン市場に積極的へ積極的に展開したことや折りからの景気悪化による資金需要の低迷なども重なり、住専各社の貸出件数は伸び悩んだ。その結果、同社を含めた住専各社は、個人向け住宅ローンから不動産担保融資による事業ローンへ、いわゆるバブル期を中心に傾斜していくこととなった。その後、不動産不況や有価証券市場の低迷などバブル経済の崩壊にともない、貸出先である不動産業者等の業況は悪化し、これにより延滞貸付先が増大し、同社は多額の不良債権をかかえ、経常赤字が生じるなど急激な業績悪化に陥った。

再建への対応

同社は、業績悪化に対して、再建計画は母体による支援を基本とし、所有不動産等の資産圧縮を進め借入金の削減を図ることなどを基本的方向とする再建計画を策定し、母体である生保（融資21社）・地銀（64行）は、平成3年10月に同再建計画を了承した。

再建計画を実施して1年半が経過した段階で、景気低迷など経済環境の悪化にともない不良債権はさらに増加したことから、同社は金利減免を中心とした第2次再建計画をとりまとめ、母体のみならず母体外の金融機関に対し協力を要請し、5年7月から実施した。

その後、同社は第2次再建計画に沿って遂行してきたが6年度以降はさらなる地価下落などにより厳しい経営難に陥った。一方、他住専会社も同様の状況にあり、住専問題は単に住専個別の問題ではなく、一般金融機関、農中・県信連等の系統機関など全体的な問題となり、信用不安を克服し、金融システムの維持を図ることが喫緊の課題となった。

整理・清算への対応

平成7年12月、「住専問題の具体的処理方策について」閣議決定がなされ、これを受け、地銀生保住宅ローン会社については、母体代表6者が中心となって対外的な対応を図るとともに、母体内部では整理委員会を中心に母体としての考え方・対応等についての検討が行われた。8年1月、大蔵省から最終の住専処理案が提示され、生保は、同案に対して検討を行い、同案応諾のための条件を回答した。

1月末から開催された衆議院予算委員会で公的資金（財政資金6,850億円）投入を組み入れた予算案の審議が開始されるとともに、大蔵委員会では住専処理法案の審議が開始された。しかし、公的資金導入に対する国民の反発等を背景に、審議はなかなか進展せず、予算の成立は同年5月であり、住専処理・金融関連6法が成立したのは同年6月であった。

この間、8年3月決算時の債権放棄における償却についての税務処理に関する国税庁の考え方が提示され、生命保険各社は条件を付して有税間接償却を実施した。

8年7月、株式会社住宅金融債権管理機構が設立され、8月には地銀生保住宅ローンを含めた住専各社は同機構と営業譲渡契約を締結し、10月に営業譲渡を実行した。12月には大蔵省か

ら一次損失額および低利融資額等が提示されたことにともない、生命保険各社は、住専処理に関わる基本協定に合意するとともに低利融資実行資金の拠出を行った。最終的に、住専処理問題は、9年3月末の償却をもって完了した。

11. 保険計理・経理に関する動き

1. 保険計理に関する動き

規制緩和・自由化が進展するなかには、競争の激化が予想され、保険事業の公平性・透明性の確保とともに、自己責任原則にもとづくリスク管理の強化、健全性の維持が今まで以上に強く求められることになり、平成8（1996）年4月に施行された新保険業法では、保険計理面において、これまでにない新たな制度が導入された。

公平性・透明性を確保する観点からは商品区分と資産区分をともなう区分経理が導入され、また、公正・衡平な剰余金の分配のためアセット・シェア方式が導入され、健全性維持のための方策として標準責任準備金制度、ソルベンシー・マージン基準が導入された。

このような制度を実効あらしめるため、新保険業法では、保険計理人制度の拡充が図られた。

2. 保険経理に関する動き

平成元年度の経理基準変更

元年12月、保険業法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、これにより、生命保険会社の決算書類は元年度決算から改正された。主な改正点は、「損益計算書の改正」については、損益計算書の勘定科目に大分類を新設すること、有価証券売却益等を特別損益から経常損益に変更すること、資産運用関係損益のディスクロージャーを充実すること、「配当準備金戻入の収益計上と配当金の費用計上」の両建表示を廃止すること、「貸借対照表の改正」については、資産勘定のうち現金および預貯金に含まれていた金銭の信託を重要性確保の観点から分離し独立表示とすることなどであった。

保険経理フォローアップ研究会

元年5月、保険審議会総合部会は保険経理の見直しを指摘し、これを受けて2年6月に保険経理小委員会が発足して、「保険経理の見直しとディスクロージャーの整備について」の報告がとりまとめられた。この報告書は、3年4月の保険審議会第54回総会で了承され、6月に新たに「保険経理フォローアップ研究会」が設置された。同研究会では、①区分経理、特別勘定の導入・活用、②リスク管理の在り方、③含み益の取扱い、④インカム配当原則の見直し、⑤責任準備金の在り方、⑥相互会社の貸借対照表と損益計算書の見直し、⑦ディスクロージャーの在り方の七つの検討課題について、6年12月まで検討が重ねられ、その議論の方向性は新保険業法に反映された。

有価証券評価方法の選択適用

平成6年3月25日に経理通達の一部改正され、上場国債その他の債券については原価法または低価法のいずれかを選択適用することが認められた。その後、9年12月24日、大蔵省は「いわゆる『貸し渋り』への対応について」を公表し、このなかで上場株式の評価方法の選択制が盛り込まれた。これまで、金融機関の保有する上場株式の評価については低価法に限定されていたが、原価法・低価法のいずれかを選択制とされ、保険会社についても同様の措置を講ずることとされた。

国際会計基準委員会の動向

国際会計基準委員会（IASC、本部ロンドン）、昭和48年に各国の職業会計士の団体によって設立された。わが国からは日本公認会計士協会がそのメンバーとなっている。各分野ごとの会計基準はそれぞれの起草委員会で案が作成され、理事会の決定により国際会計基準としてオーソライズされている。

平成9年3月、IASCから「金融資産および金融負債の会計処理に関するディスカッションペーパー」が公表された。この討議資料では、金融商品は資産・負債ともに公正価値で評価（時価評価）すべきとの提言が行われているが、年金・保険負債の価値評価については留保された。

保険については、討議資料公開に先立ち、9年1月のIASC理事会で、別途検討することとされ、そのための保険起草委員会が設置されることとなった。同起草委員会の設置に当たり、IASCから日本公認会計士協会経由で当協会に対し、委員派遣依頼があり、経理委員会から委員を派遣することとした。また、各国の保険に関する会計基準を調査し、わが国生命保険業界としての考えをまとめていくために、経理委員会、保険計理委員会はそれぞれ専門の部会を設置して対応を図っていくこととした。

12. 隣接業界の動向とそれへの対応

1. 簡易保険の動向

簡易生命保険事業は、民業の補完であるにもかかわらず、郵政省は毎年の予算要求において、簡保の加入限度額の引上げ、新商品の開発、資金運用範囲の拡大などの業務拡大要求を行ってきた。

これらに対して、生命保険業界では簡保事業肥大化阻止の観点から「郵貯・簡保問題に関する金融団体中央連絡協議会」（銀行・生保等関係13団体で構成）での郵貯・簡保予算要求反対決議、日銀金融記者クラブでの会長記者会見などで繰り返し反対を表明するとともに、大蔵大臣等関係方面への陳情活動を行ってきた。

また、平成8（1996）年11月には「わが国生命保険事業における官業のあり方―簡易生命保険事業改革への提言」を公表し、簡保事業の縮小・廃止、分割・民営化の検討の必要性を訴

えた。

2. 全労済の終身共済開発

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）は、昭和61（1986）年の事業計画のなかで、終身共済の開発を初めて掲げ、以来検討を重ねてきていたが、平成2年1月、厚生省において終身共済を認可する意向が示された。

これに対して、2月、協会は以下のとおり全労済の終身共済開発は問題である旨を厚生省に表明した。

- ①全労済を含めた生協共済については、年金共済の開発をめぐって昭和59年に厚生省と確認事項を取り交わしているが、そこでは、民保と共済とは相互に発展すべきとの基本認識に立ちながらも、長期共済に関しては、職域を中核として財形年金、個人年金のみを例外的に認めるということで合意がなされた。

今回の終身生命共済の開発は、明らかにこの合意に反する。

- ②長期共済は、長期にわたる契約の管理、多額資金の運用等、保全上、運用上あるいは数理上の高度な専門技術を要するが、全労済がそれを実施するにふさわしい生協であることに疑義がある。

厚生省は、この問題を全労済だけでなく、生協が行う共済全体の問題としてとらえ、以下の見解が示された。

- ①共済と民間生保とは、今後も各々の根拠法に則って相互に発展すべきとの基本的認識に立ち、共済事業の適正な運営等について生協に対する指導監督を引き続き行う。
- ②全労済に終身生命共済事業を認可するにあたり、生協が終身生命共済事業を実施する際に必要な一定の認可基準を設けることとする。

この認可基準は、年金共済事業の認可基準と同程度以上の基準内容とする。

- ③今後、全労済に続いて他の生協が終身生命共済を実施する際には、上記②で設定した認可基準を満たしていることを条件とする。なお、この場合、あわせて、健康状態に関する加入引受基準、販売方法等について、全労済のケース（①共済金額が一定基準を超える場合には医師の診査等による健康上の加入引受基準を導入する、②販売は加入者との直接面談によるものとする）を参考に、その必要性を含めて検討するものとする。

全労済は、2年6月から終身生命共済を発売した。なお、加入限度額は当初500万円までとされたが、4年11月から2,000万円に引き上げられた（加入時の年齢・金額などにより診断書の提出が必要）。

3. 損害保険業界の動向

介護費用保険の開発

損害保険業界では、昭和62（1987）年5月の保険審議会答申において「公的保障や生命保険

事業による給付との調整を図りつつ、介護状態に陥った場合の諸費用を担保する保険の創設を進めていくことが望まれる」との指摘を受けたこともあり、介護保障を行う費用保険の開発に着手した。生命保険業界としては、介護保障は終身にわたって保障を行うものであり、保険料の算出に当たって死亡率を用いることや定額の給付を行うことなどから生命保険の分野であると主張した。

昭和63年12月の臨時行政改革推進審議会の公的規制の緩和等に関する答申において「生命保険・損害保険について、事業規制の弾力的運用を図り、新商品の開発を促進する」と指摘されたこともあり、また、同保険の特有性から平成元年4月に「介護費用保険」が商品認可され、損害保険各社は販売を開始した。

年金払積立傷害保険の開発

損害保険各社は、昭和61年以来、積立傷害保険を販売してきたが、平成4年に入り積立傷害保険をベースに傷害保険と同じ保障を提供し、保険料払込期間満了後に年金的な給付を行う商品を開発していた。生命保険業界としては、生命保険会社の年金保険は商法上の生命保険であり、保険業法の兼営禁止の趣旨から損害保険会社が年金的商品を開発したとしても、あくまでも損害保険の枠内とし、生命保険会社の生命年金とは明確な差異を設ける必要があると主張した。こうした背景のなかで、損害保険各社は終身型のない「年金払積立傷害保険」の販売を4年11月から開始した。

4. 信託銀行の新型個人年金信託

信託協会は、平成元（1989）年9月の理事会で決定した「平成2年度税制改正要望」のなかに、相互扶助型の新型個人年金信託について運用収益課税制度（給付時課税）の整備および拠出時における助成措置（所得控除）を盛り込み、新型個人年金信託の開発構想を明らかにした。

この商品案は、死亡率を使用するなど生命保険商品に類似するものであり、信託銀行の行いうる業務範囲からみて問題があることから、当協会は、以下のとおり反対の意見表明を行った。

- ①新型個人年金信託は、その掛金、給付額が「第15回生命表」による死亡率を使用して設計されており、死亡者のファンドを生存者のファンドに繰り入れる等、生命保険に類似した商品である。
- ②本商品は「保証期間付有期年金」で、年金給付が60歳から80歳まで20年間にわたって行われるが、60歳の平均余命は男性19.78年、女性23.88年（厚生省「昭和63年簡易生命表」による）であることを考えれば、実質的には終身年金と同様の効果を持つものであり、この点からも生命保険商品に近いとみなされる。
- ③かつ、新型個人年金信託が、相互扶助性を目的とする保険団体を構成・管理するものであるならば、その販売には反対を表明するものである。

信託業界は、こうした状況を踏まえて、死亡率を使用しないなど商品内容を変更し、平成3

年1月から販売を開始した。なお、信託協会が要望した税制上の措置は、認められていない。

13. 関連する重要事項等の動き

1. ライフ・サービスネットワークの構築

協会は、わが国最大のリテール産業である生命保険業界のもつ店舗・営業職員等のネットワークを国民経済的見地から活用し、長寿社会の担い手として、人生産業としての機能を発揮するため、平成2（1990）年7月から「ライフ・サービスネットワーク」を構築すべく検討を行い、3年4月にその具体的施策を決定した。

同ネットワークは、①生保共同ATMによる利便性向上、②業界共通教育制度により育成する人材と情報のネットワーク、③CR（コミュニティ・リレーションズ=地域社会との良好な関係づくり）活動による地域サービス、④社会貢献活動の四つを柱としたもので、そのネットワーク活動により、幅広く社会、国民生活に貢献している。

2. 社会貢献活動の推進

昭和63（1988）年11月の理事会において「生命保険業界の社会還元策」を承認し、これを具体化するために民活福祉プロジェクトチームを設置し、同プロジェクトチームは種々検討を行い、以下のとおり要介護老人の介護体制整備充実支援施策を実施した。

- ・「介護の担い手への支援」として「介護福祉士養成奨学金制度の実施」（平成元年度から9年度までに奨学金を受けた奨学生数は、延べ2,389人）、「家庭向け介護ビデオの作成と普及」のため全国社会福祉協議会への助成、新「家庭向け介護ビデオ」の作成・寄贈
- ・介護サービス提供機関への移動入浴車・福祉巡回車の寄贈（元年度から5年度までに移動入浴車を累計63台寄贈。3年度から7年度まで福祉巡回車を累計314台寄贈）
- ・全国社会福祉協議会に対し「介護の啓蒙活動」としての調査・研究を助成

この他、元年6月の理事会において協会80周年記念事業の一環として、「国立大学への寄付講座の開設」および「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を承認・実施した。

また、地方協会においても、地域サービスネットワークを構築し「在宅老人介護支援」を中心テーマとして総合的に展開を図るため、地方CR活動を根づかせ、その担い手とするために3年度から地方CR委員会を設置して各地で一斉に活動を開始した。

また、エイズ問題が社会的問題となりつつあるなか、人の生命・健康に深く関わる事業を営む生命保険業界として、エイズに関する啓蒙・予防を目的とした活動を行うこととし、6年度からエイズの予防に関する研究を進めている研究機関への助成や「日本エイズストップ基金」への寄付を行ってきた。

3. 阪神・淡路大震災対応

平成7（1995）年1月17日、近畿地方を中心とした阪神・淡路大地震が発生した。震源地は

淡路島、マグニチュード7.2であった。淡路島、神戸で震度7を記録した。死者・行方不明者数は、6,427人（8年12月26日時点）に達した。当協会では、大地震対策本部（本部長 櫻井孝穎 生保協会長）をいち早く設置し、1月20日に日本赤十字を通して1億円の寄付をするなど、物心両面にわたるさまざまな救援・支援活動を迅速に行った。生命保険各社においては、災害死亡保険金、災害入院給付金・障害給付金などの支払について、地震による約款の免責（削減支払）事由は適用しないこととした。7年12月末時点の支払保険金額（普通死亡+災害死亡）は、483億5,770万円、支払件数は8,396件であった。

災害お見舞い

**兵庫県南部地震に
より被災された皆さま
に衷心からお見舞
い申し上げます。**

**生命保険ご契約者で
被災された方々へ**

生命保険協会では、大地震対策本部を設置するとともに、以下の特別取扱いを実施いたします。

一、災害救助法が適用された市町村の被災ご契約者の方には、お申し出があれば保険料のお払込みについて、猶予期間を延長（最長6カ月間）する特別のお取扱いをいたします。

二、保険金・給付金のお支払い及び保険証券による貸付についても、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

*詳細については、各生命保険会社または生命保険協会関西支部（☎06-3621-9674）にお問い合わせください。

平成七年一月十九日

**生命保険協会
全生命保険会社**

阪神・淡路大震災時のお見舞い新聞広告

4. 外資系生命保険会社の参入

平成に入ってからこの10年間に於いて、外資系生命保険会社は、新たに以下の4社がわが国保険市場に参入した。

アクサ生命は、フランスのアクサグループの100%出資による日本法人として、平成7年4月から営業を開始した。

平成8年10月、チューリッヒ・ライフがスイスのチューリッヒ保険の日本支店として、スカンディア生命がスウェーデンのスカンディア保険の100%出資による日本法人として営業を開始した。

ジー・イー・キャピタル・エジソン生命は、平成10年2月GEファイナンシャルと東邦生命との提携により設立され、同年4月から営業を開始した。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況は以下のとおりである。

外資系生命保険会社の参入とその後の状況

アリコジャパン (日本支社)	昭和48年2月営業開始
アメリカンファミリー (日本支社)	昭和49年11月営業開始
セゾン生命 (外資比率 0%)	昭和51年1月西武オールステート生命（外資50%）として営業開始、平成2年4月セゾン生命に改称、平成9年11月オールステート保険との合

	弁を解消
ソニー生命 (外資比率 0%)	昭和56年4月ソニー・プルーデンシャル生命(外資50%)として営業開始、昭和62年9月ソニー・プルコ生命に改称、平成3年4月ソニー生命に改称
アイ・エヌ・エイひまわり生命 (外資比率 90%)	昭和57年4月アイ・エヌ・エイ生命(外資100%)として営業開始、平成5年7月外資90%に変更、平成9年1月アイ・エヌ・エイひまわり生命に改称
アイエヌジー生命 (外資比率 100%)	昭和61年4月ナショナルレ・ネーデルランデン生命N.V.の日本支店として営業開始、平成7年4月ナショナルレ・ネーデルランデン生命(株)として新たに営業開始、平成9年1月アイエヌジー生命に改称
ニコス生命 (外資比率 0%)	昭和61年10月エクイタブル生命(外資100%)として営業開始、平成3年7月日本信販と合弁(外資30%)、平成4年4月ニコス生命に改称、平成9年9月エクイタブル生命との合弁を解消
プルーデンシャル生命 (外資比率 100%)	昭和63年4月営業開始
オリコ生命 (外資比率 0%)	昭和56年12月コンバインド生命の日本支店として営業開始、平成2年9月から外資50%で営業を開始したオリエントエイオン生命に同月契約を包括移転、平成3年12月オリコ生命として新発足
オリックス生命 (外資比率 0%)	昭和60年11月オマハ生命の日本支店として営業開始、平成3年6月から外資50%で営業を開始したオリックス・オマハ生命に同年8月契約を包括移転、平成5年2月オリックス生命として新発足
アクサ生命 (外資比率 100%)	平成7年4月から営業開始
チューリッヒ生命 (日本支店)	平成8年10月から営業開始
スカンディア生命 (外資比率 100%)	平成8年10月から営業開始
ジー・イー・キャピタル・エジソン生命 (外資比率 50%)	平成10年4月から営業開始

5. 高度情報社会への対応

高度情報社会の進展のなかで、生命保険各社は顧客サービスの充実、業務の簡素化・効率化を進めるとともにさまざまな情報やデータを経営に生かすシステム化・ネットワーク化を図っている。機械処理の生命保険業界共同処理機構として、昭和61(1986)年5月に設置した「生保共同センター(LINC)」は、同年5月の生命保険各社間の決済制度の稼働を皮切りに、その後順次業務を拡大してきた。

平成4年10月からは、ライフ・サービスネットワークの一環として全国50か所に生保共同ATMを設置して、各社のカードが共同利用できるサービスを開始した。

6. 協会のその他の諸活動

(1)生命保険事業における行動規範の制定

協会では、生命保険事業が社会公共の福祉と密接に関連し、その増進等に資することを使命

としていることから、平成3（1991）年6月、生命保険事業に携わる者としての自己責任と社会公共的使命の認識のもとに「生命保険事業における行動規範」を制定した。

この行動規範の基本原則・各則にもとづき、その具体的行動指針として「生命保険会社の資産運用における行動規範」および「生命保険会社の顧客情報取扱いにおける行動規範」を定め、また、「ライフ・サービスネットワークの構築」も具体的行動指針として位置づけることとした。

生命保険各社は、この行動規範を最大限に尊重し、健全かつ効率的な事業の経営と、よりよい商品、サービスの提供を行うこととした。

平成9年9月、政府の「いわゆる総会屋対策要綱」を受けて大蔵省から関係通達が発出されたことから、協会は、10月に「行動規範」の改定を行うとともに「いわゆる総会屋等対策連絡協議会」を設置した。

(2)協会創立80周年記念事業

平成元（1989）年6月の理事会において、協会の80周年記念事業および社会貢献活動の一環として、「国立大学への寄付講座の開設」「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を承認した。

国立大学への寄付講座の開設

新しい数学領域の教育・研究およびその交流を助成するため、予測制御数学の研究のための寄付講座を東京大学理学部数学科に開設した。当初、設置期間は2年度から4年度としたが、東京大学から設置期間延長の要請があり、6年度まで継続して設置した。

<招聘客員教授および助教授>

平成2年度	マルコヴィッツ博士（ニューヨーク市立大学、ポートフォリオ理論）はじめ5人
3年度	ボイル博士（カナダウオーターラー大学、金融経済学）はじめ4人
4年度	ビュールマン博士（チューリッヒ工科大学、保険数学）はじめ7人
5年度	ルメール博士（ペンシルバニア大学、アクチュアリー学）はじめ8人
6年度	シャヘルメイヤー博士（ウィーン大学、統計学）はじめ10人

外国人私費留学生奨学金制度の創設

生命保険業界の内外経済、社会に果たすべき役割と責任は増大してきており、また、生命保険事業の国際化の進展を踏まえ、国際社会への貢献、国際交流の推進という観点から、次の時代を担う外国人私費留学生に対し、2年度から奨学金制度を実施している。なお、奨学生は9年度までの累計で166人となった。

(3)協会創立90周年記念事業

協会は、平成10（1998）年12月7日に創立90年を迎えることから、これに先立ち7年10月の理事会において『生命保険協会90年小史』の刊行準備作業に着手することを承認した。平成10年12月7日に『生命保険協会90年小史』を刊行した。